

支援制度・授業料

(1) 支援制度

各種支援制度は生徒の保護者等の収入・所得や、生徒自身の就学・就労状況などに
応じて適用されます。申請手続きが必要です。

授業料の支援制度

【就学支援金】

都立高校に在学する生徒は、原則として授業料を支払います。

この制度は、都立高校の授業料を国が保護者に代わり支払う制度です。保護者等に直接
支払われる制度ではありません。

【臨時支援金】

所得制限により就学支援金が認定されなかった生徒が対象の制度です。

【学び直し支援金】

高等学校等を中途退学した方が、再び都立高等学校で学び直す場合に、法律上の高等学
校等就学支援金(以下、「就学支援金」)支給期間である 36 月(定時制及び通信制は 48 月)
を経過後も、一定条件のもと、継続して授業料の支援を行う制度です。保護者等に直接支
払われる制度ではありません。

授業や進学のための支援制度

【給付型奨学金】

生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために
必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。保護者等に直接払われる制度では
ありません。

【奨学のための給付金】

授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等)の負担を軽減する
ために、返済不要の給付金(定額)が保護者等の口座に振り込まれる制度です。

【東京都立高等学校定時制課程等教科用図書補助金】

東京都立高等学校の定時制課程等において、教科用図書を購入する生徒の経済的負担を
軽減し、勤労青少年の定時制課程等への修学を奨励するため購入代金を補助する制度です。

対象となる要件は、「正規雇用又は自営業の職に就いている。」「パート、アルバイト等の
職に就いている。」(いずれも 90 日以上勤務したことを証明できること)などがあります。

(2) 授業料

【定時制単位制課程】

1 単位 1,740 円

(例：令和 7 年度 1 年次の場合) 履修登録単位数 29 単位 × 1,740 円 = 年額 50,460 円

納入方法：年額を 2 回払い。